所得税及び復興特別所得税の確定申告並びに納付の期限は3月15日までです。

納税だより

発行人
公益社団法人 湯浅納税協会
有田納税貯蓄組合連合会
編集発行人
新　井　栄　昭

令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告は、令和6年3月15日までです。

確定申告書等の作成には、パソコンやスマートフォンを使用して、国税庁ホームページからご自宅で申告できるe-Taxをご利用ください。

特に、スマートフォン（P5～6参照）での作成が、より便利になっていますので、ぜひご利用ください。

税務署では、本年は消費税の相談者の増加による会場内の混雑を見据えて、来場者の平準化を図るなどの対策が取られています。そのため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となりますので、時間に余裕をもった申告準備をお願いいたします。

なお、本年は「土地等譲渡所得」「贈与税」の相談については、相談日が指定（P3参照）されていますので、ご注意ください。

また、昨年10月1日から消費税インボイス制度が始まりましたが、インボイス発行事業者の登録により、免税事業者から発行事業者になられた方は、消費税の確定申告が必要となりますので、特にご注意ください。

消費税及び地方消費税の確定申告・納付もお忘れなく

個人事業者の令和5年分消費税及び地方消費税の確定申告・納付の期限は、**令和6年4月1日まで**です。

なお、インボイス発行事業者は、消費税の確定申告が必要ですので、ご注意ください。

贈与税の申告及び納付の期限は3月15日までです

令和5年分の贈与税の申告は、**令和6年2月1日から3月15日まで**です。

納税も申告期限と同じ日までにしなければなりませんが、贈与税額が10万円を超え、かつ、金銭で一時に納付することが困難な場合など一定の要件を満たせば、延納の制度があります。

なお、本年は相談日が指定されていますので、ご注意ください。

回覧										

税務署からのお知らせ

税務署で確定申告書の作成・相談を希望される方へ・・・

確定申告会場の開設期間は、
令和６年２月16日（金）から３月15日（金）までです（土・日・祝日を除く）。
相談受付時間は、**16時まで**です。
なお、本年は「土地等譲渡所得(注)」「贈与税」については、左ページのとおり相談日が指定となっています。
(注)土地や建物などの分離譲渡のほか、金地金などの総合譲渡や山林所得も含みます。

※　令和５年分確定申告については、消費税の相談者の増加による**会場内の混雑を見据えて、来場者の平準化を図っています。**
※　そのため、会場内の混雑緩和のため、会場への入場には入場できる時間枠が指定された**「入場整理券」が必要**です。
※　なお、公的年金を受給している方は、期間前（２月16日よりも前）から申告相談をお受けしています。

自宅からスマホで申告してみませんか？(P5～6参照)

スマートフォンでの申告がさらに便利に！

1 **〈自宅で〉**確定申告期間は24時間いつでも利用可能
2 **〈専用画面〉**スマホ専用画面で見やすく操作が簡単
3 **〈自動計算〉**画面の案内に沿って入力するだけ
4 **〈添付書類不要〉**書類の記載内容を入力・送信することで添付省略(一部の書類を除く)
5 **〈持参・印刷・郵送不要〉**税務署への持参が不要、印刷・郵便代が不要
6 **〈早期還付〉**還付金の振込が早い

納税協会からのお知らせ

湯浅納税協会では、確定申告期間中**（土・日・祝日を除く）**は、**令和５年分所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告にかかる税務相談**を行いますので、お気軽においでください。

なお、確定申告期間中は大変混雑しますので、税務相談をご希望されます方は、事前に電話（63-5454）で予約をお願いします。

令和5年分 確定申告

土地等譲渡所得※

※ 土地や建物などの分離譲渡のほか、金地金などの総合譲渡や山林所得も含みます。

贈　与　税 の 相談 は

相談日指定 の対応となります！

ご理解とご協力をお願いします。

◎ 相談日程（○…相談日）

【令和６年】

月	火	水	木	金
				2/16
19	20	21	22	23（祝日）
26	27	28	29	3/1
4	5	6	7	8
11	12	13	14	15

会　場

湯浅税務署
確定申告会場

相談受付は16時までです

湯浅税務署

※ この文書による行政指導の責任者は税務署長です。

ご来場に当たっての留意事項や必要書類は裏面をご覧ください

■ 確定申告会場ご来場の際の留意事項

- ✔ 会場の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。
  入場整理券は、各会場で当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。
- ✔ 来場者数によっては、早めに相談受付を終了する場合があります。
- ✔ ボールペンなどの筆記用具・計算器具類はご持参ください。
- ✔ 土地等譲渡所得及び贈与税の相談日以外に来場された場合、対応できないことがあります。

■ 相談の際にご持参いただきたい書類等

◎ 土地等譲渡所得のご相談

1　譲渡した資産の物件や譲渡価額などが分かる書類一式（売買契約書など）
2　譲渡した資産の購入価額や購入時期などが分かる書類一式（同上）
3　購入した時、譲渡した時に支払った費用が分かる書類一式（仲介手数料、登記費用の領収書など）
4　給与(年金)所得など他の所得がある方は、給与(年金)所得の源泉徴収票などの書類
5　各種所得控除等（社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除など）の支払いを証する書類
6　本人確認書類（マイナンバーカード等）
7　利用者識別番号が分かるもの（該当する方のみ）

◎ 贈与税のご相談

1　取得した財産が分かる書類（贈与契約書、登記事項証明書など）
2　取得した財産の評価に当たって必要な書類として、例えば次のような書類
　①　土地等（路線価方式で評価する場合）
　　イ　実測図又は公図の写しなど、土地の形状、奥行距離、間口距離などが分かる書類
　　ロ　贈与契約書、登記事項証明書など土地の所在、面積、持分が分かる書類
　②　土地等（倍率方式で評価する場合）
　　イ　固定資産税評価証明書など贈与を受けた年分の固定資産税評価額が分かる書類
　　ロ　贈与契約書、登記事項証明書など土地の所在、面積、持分が分かる書類
　③　家屋・建物
　　固定資産税評価証明書など贈与を受けた年分の固定資産税評価額が分かる書類
3　本人確認書類（マイナンバーカードなど）
4　利用者識別番号が分かるもの（該当する方のみ）

※　土地等譲渡所得及び贈与税の各種特例を受けるためには、要件を満たすことを証する書類の添付が必要となる場合があります。詳しくは、国税庁ＨＰをご覧いただくか、税務署にお尋ねください。

自動計算
自動入力
自宅から

確定申告はスマホからできます！

step 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー

▶ 対応ブラウザを確認

iPhoneの方：Safari

Androidの方：Chrome

※上記以外のブラウザでアクセスすると、エラーが表示されて次の画面へ進むことができませんので、ご注意ください

作成前に申告書作成の流れを確認！

step2 提出方法の選択

所得税の確定申告書を作成される方はこちらから

所得税の確定申告書を作成するに当たり、併せて青色申告決算書・収支内訳書を作成する方はこちらから（事業所得や不動産所得がある方など）

・マイナンバーカード
・市区町村等の窓口で設定したパスワード
をご用意ください

⚠ 「ID・パスワード方式」を選択された方へ
ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします

step3 収入・控除等の入力

▶画面の案内に沿って該当項目に入力します

収入等の入力

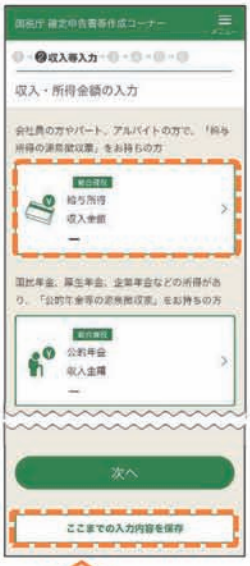

「ここまでの入力内容を保存」からデータ保存ができます
→再開する場合は、step 1 の画面で「保存データ利用」を選択してください

控除等の入力

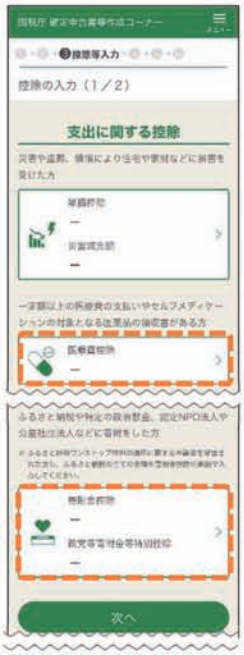

国税庁　法人番号7000012050002

step 4 申告内容の事前確認・送信

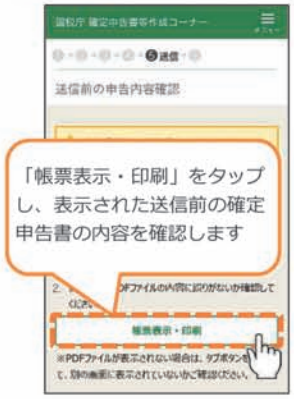

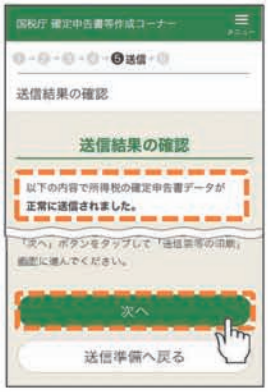

step 5 申告書を送信した後の作業・申告書データの保存

● 申告書の控（帳票PDF）の保存

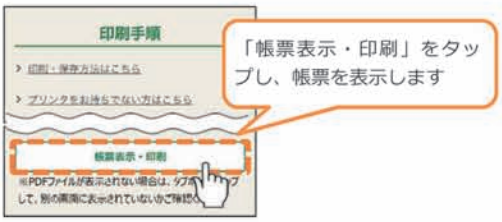

保存・確認方法の詳細はこちらから

iPhoneの方　Androidの方

● 入力した申告書データ（.data）の保存

保存データの活用

申告書データを保存しておくと、来年以降の申告書作成の際に利用することができます

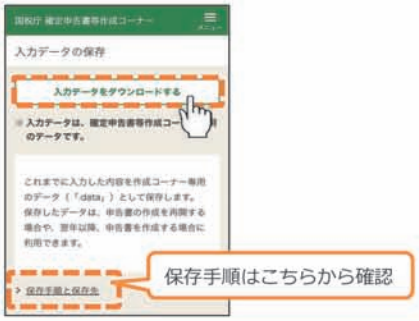

◎動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！

・医療費控除
・マイナンバーカードを利用したe-Tax
など

確定申告　動画

◎チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！

税務職員ふたば

・ご利用には別途通信料がかかります。
・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
・iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
・Android、Google Chrome の名称及びロゴは、Google LLC の商標または登録商標です。

R5.8

国税の　簡単！便利な！　国税庁

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1 ダイレクト納付

こんな方におススメ！
e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報はこちら

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法　パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続　e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

2 振替納税

こんな方におススメ！
申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに詳しい情報はこちら

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法　預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続　初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。

3 インターネットバンキング等

さらに詳しい情報はこちら

納付方法　インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続　インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー（https://www.pay-easy.jp/）」でご確認ください。

4 クレジットカード納付

さらに詳しい情報はこちら

納付方法　「国税クレジットカードお支払サイト（https://kokuzei.noufu.jp）」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません）。

税理士による地区無料相談会場のご案内

令和５年分の所得税の確定申告の時期に、税理士による地区無料相談会場を次のとおり開設いたしますので、ご利用ください。

開設場所 ＼ 開設日	令和６年２月						開設時間
	5	6	13	14	16	19	
	月	火	火	水	金	月	
有田市文化福祉センター　3階　大会議室	●	●					9:30～16:00
有田川町役場　吉備庁舎　4階　会議室			●				9:30～16:00
有田川町役場　清水行政局　2階　大会議室				●			9:30～15:00
湯浅納税協会　3階　会議室					●	●	9:30～16:00

※　いずれの会場も正午から午後１時まで相談は行っていません。
※　受付時間は、９時３０分から終了時間の３０分前までです。
　　なお、申告会場の混雑状況によっては早めに受付を終了させていただく場合があります。
※　ご来場の際には、前年分の申告書等控え、源泉徴収票（給与・年金収入のある方）、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類等をご持参ください。
　　なお、会場内に筆記用具は用意しておりませんので、ボールペンや計算器具等をご持参ください。
※　各会場とも「土地・建物・株式等を売却された所得」、「贈与税」、「相続税」、「山林所得」に関する相談は行っておりませんので、これらに関する相談が必要な場合は、湯浅税務署へお越しください。

☞お問い合わせは公益社団法人湯浅納税協会へ（TEL63-5454）